

# 生涯いきいき・あんしん たじり

## 田尻町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 概要版

### 新しい「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」 が策定されました。

田尻町では、高齢期の健康づくりや生きがいがづくり、福祉・介護サービスの充実など、高齢者に関わる施策の今後3か年の方向性を定める「田尻町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」が、このたび改定されましたので、皆さんにその概要をお知らせします。

#### ◎計画策定の概要

令和3年3月に第8期計画を策定してから3年が経過し、介護保険法の規定による改定時期を迎えるにあたって、高齢者が地域で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」を一層推進する計画として各種施策の充実を図るべく計画内容を改定するものです。

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間で、アンケート調査等を通じて高齢者の健康づくりや生活実態、福祉施策・サービスに対する意識の把握に努めるとともに、住民の代表や保健・医療・福祉関係の関係者で構成される介護保険運営協議会において、計画を策定しました。

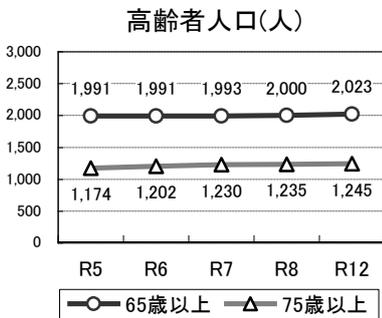
#### ◎計画見直しの方向性

介護保険制度については、計画の期間に合わせ、3年ごとに制度の見直しが行われます。今回の計画策定で配慮すべき国等の施策の方向性は以下のとおりです。

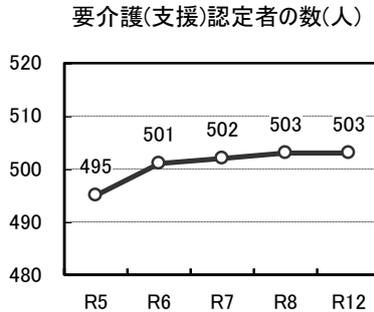
- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
  - ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ② 在宅サービスの充実
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
  - ① 地域共生社会の実現
  - ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
  - ③ 保険者機能の強化
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

## ◎高齢者を取り巻く状況

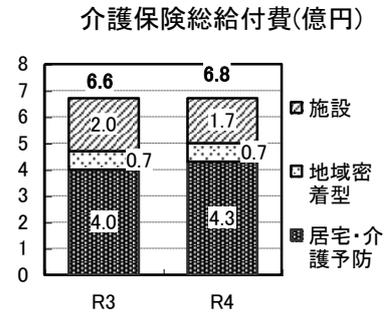
◆65歳以上の高齢者人口、特に75歳以上の後期高齢者が増加する見込みです。



◆要介護(支援)認定者の数は徐々に増加する見込みです。



◆介護保険事業には毎年多額な費用を必要としています。



## ◎計画の基本理念と将来像

田尻町に住むすべての人が、元気であっても、病気であっても、介護が必要であっても、いつまでも田尻町で、この家でいきいきと暮らすことを目指します。

計画の基本理念	①高齢者はもとより障害のある人、外国人などのあらゆる人々の立場が正しく理解され、人権が最大に尊重される社会づくりを基本とする。 ②高齢になっても疾病等にかかっても、個々のレベルで「健康づくり(元気づくり)の目標を持った生活」をする。 ③介護を受けることが必要になっても「自らの意思に基づき自立した生活」をする。 ④小さな町域の利点を活かし、身近な介護サービスや生活支援を受け、近隣、地域が支援してくれる「安心のある生活」ができる。 ⑤自らの経験と知識を活かしていける「社会参加と生きがいのある生活」ができる。
めざすべき将来像	<b>生涯いきいき・あんしん たじり</b>

## ◎施策展開にあたっての基本方向

### 1 いきいき健康づくりの支援

○高齢者自らが、積極的に健康づくりや介護予防活動に取り組み、できるだけ長い間、要介護状態となることから予防できるよう健康増進事業や地域支援事業の推進に努めるとともに、要介護状態や要支援状態の軽減や悪化の防止に努めます。

とりわけ、身近で参加しやすい健康づくり、閉じこもりや認知症の予防などに積極的に取り組みます。

○高齢者が地域社会の一員として様々な活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らせるよう、社会参加の促進、文化・学習・スポーツ活動の活性化など、高齢者の豊かな知識と経験が活きる機会の提供や交流の場づくりを進めます。

## 2 あんしん福祉の推進

- 住み慣れた地域で、高齢者ができるだけ長く在宅生活が継続できるよう、介護や支援を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者、日中にひとりになる高齢者、高齢者のみの世帯などへの生活支援体制の充実に努めるとともに、介護者の負担を軽減し、介護家庭の生活の質の向上を図ります。
- 介護保険事業については、認定者の地域における生活をできるかぎり継続できるよう必要なサービス量の確保と質的な向上を図り、利用者本位のサービス提供に努めます。
- 高齢者を含むすべての住民が安全で快適に暮らせるよう、バリアフリー化など生活環境の整備に努めるとともに、地域の安全対策等を図っていきます。

## 3 ふれ愛・地域ケアの推進

- すべての高齢者が適切な援助やサービスを受けられるよう、身近な場所で相談が受けられる体制を充実するとともに、各種サービスの周知に努め、高齢者個々の事情に応じた適切なサービス利用を促進します。また、本人が意思表示できない場合の自己決定の支援など、サービス利用者の権利擁護に努めます。
- 地域における福祉機能の向上を目指して、福祉教育やふれあい活動を推進するとともに、住民が相互に支えあう地域福祉活動、ボランティア活動を育成・活性化し、地域の高齢者等を地域で支えていく仕組みを築いていきます。

## ◎高齢者に関わる施策の実施方針

### 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○関係機関の連携強化に努め、各種事業・サービスを横断的に組み合わせながら、高齢者一人ひとりの実態や希望に応じた包括的・継続的な生活支援体制づくりを進めます。</li><li>○介護支援専門員と、それを支援・コーディネートする地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を進め、医療、介護、予防、生活支援、権利擁護、住まい等についての情報が集約され、高齢者の一人ひとりにサービスが届く仕組みづくりを目指します。</li></ul>
医療と介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○泉佐野泉南医師会と圏域3市3町で協働して医療と介護連携の推進、多職種連携による情報共有・チームケアを推進します。「人生の最期まで、望む生き方ができる3市3町」を目標としたロードマップを基に、地域で安心して暮らし続けるための環境を整備し、自分の望む生活をおくることできるように支援していきます。</li><li>○大阪府の地域医療構想や保健医療計画と連携し、在宅療養を進めるために介護保険サービスの必要量を確保するなど、在宅医療の充実に向けた取り組みについても進めます。</li></ul>
地域支え合い体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○コミュニティソーシャルワーカーや小地域ネットワークなどの取り組み、地域資源を生かしながら、地域ぐるみの活動を展開し、地域で高齢者を支える体制づくりを進めます。</li></ul>

地域支え合い体制の整備(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉計画と連動し、住民同士のふれあいや支えあいを日常的に展開し、高齢者を地域全体で見守り、支えることのできる地域づくりを進めます。</li> <li>○福祉や人権に関する住民の意識づくりや諸活動への参加促進、担い手づくりなどを進めます。</li> <li>○施設や設備、人材、組織、情報など、田尻町の持つあらゆる資源の有効活用を図るとともに、住民やボランティア、各種団体、学校、一般企業・事業所、福祉サービス事業所などのネットワーク化を進め、地域が一体となって高齢者を支えていく体制づくりに努めます。</li> </ul>
地域における自立した日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の生活状況や心身の状況に応じた介護保険以外の在宅サービスの提供を実施します。</li> <li>○地域支援事業の家族介護支援事業の実施等を通じて、介護者の負担の軽減と心身の健康や生活の質の向上を図ります。</li> </ul>
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の活動団体、専門機関、行政など、関係機関が連携した相談支援体制を築きます。</li> <li>○個人情報の取り扱いに配慮しながら、要介護高齢者を取り巻く状況、意向等の把握に努め、その人にとって必要な支援、利用可能な制度・サービスが何かを適切に判断し情報提供を行うなど、きめ細かな支援活動の展開に努めます。</li> <li>○世帯が抱える問題が多様化・複合化する中、地域包括支援センターにおいて、各分野だけでは解決できない困難ケースに対応していきます。</li> </ul>
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○判断能力が十分ではない高齢者の権利をまもる取り組みや家庭・施設内における高齢者の虐待防止に向けた体制の充実に努めます。</li> </ul>

### 認知症高齢者支援策の充実

認知症高齢者支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症に関する正しい知識の普及、早期発見・早期対応、認知症に対応したサービスの提供、権利擁護などの施策を総合的に進め、認知症の高齢者本人や家族を支える仕組みづくりに努めます。</li> </ul>
--------------	--

### 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり

住まいとまちづくりに関する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住環境や施設などのハード面から、情報、サービスなどのソフト面まで、高齢期の生活の質を低下させたり、地域社会からの孤立をまねく、様々なバリア（障壁）の解消に努めます。</li> </ul>
災害時等における高齢者支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震、台風、集中豪雨などの自然災害や火災、不慮の事故などの緊急時、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えて、支援の必要な人（要支援者）に配慮した防災・消防・救急体制を充実するとともに、生活安全対策を推進します。</li> </ul>

### 介護予防と健康づくりの推進

介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。</li> <li>○介護や支援を必要とする状態となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とするよう重度化防止に取り組みます。</li> </ul>
--------------------	---

健康づくり・生活習慣病予防の推進	○高齢期になっても、寝たきりや認知症などで介護や支援を必要とする状態にならずに、できるかぎり自立した生活をおくれるよう、健康増進事業や各種保健事業等の実施に努めます。
たじりっちポイント事業	○毎日のウォーキングや事業参加、自宅での健康の取り組みに健康ポイントを付与することにより、継続的に健康づくりに取り組むきっかけづくりを行い、住民の健康長寿の延伸を図ります。
雇用・就業対策の推進	○社会福祉協議会などの関係機関と連携し、多様な形態の就労やボランティアなど社会貢献の機会・場の拡充に努めます。
生きがいづくりと社会参加の支援	○高齢者自らが積極的に社会参加・参画し、貢献できるよう、活動のきっかけとなる情報の提供や参加しやすい体制づくりに取り組みます。 ○様々な生涯学習活動・スポーツの機会・場の充実や世代間交流の促進を図ります。

### 介護サービスの充実強化

介護サービスの充実強化	○利用者一人ひとりのニーズに基づき、自立支援につながるようなサービスを提供するなど、介護サービスの質の向上に引き続き取り組みます。 ○「大阪府介護給付適正化計画」における主要8事業について積極的に取り組みます。
-------------	--

### ◆第9期計画における地域支援事業等の目標値一覧

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	100人/回	100人/回	100人/回
	地域リハビリテーション活動支援事業	9回	12回	15回
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス事業	53件	53件	53件
	通所型サービス事業	25件	25件	25件
	介護予防ケアマネジメント	42件	42件	42件
包括的支援事業	総合相談支援・権利擁護支援	190人	195人	200人
	包括的・継続的ケアマネジメント	12件	13件	14件
介護給付適正化事業	要介護認定の適正化	380件	380件	380件
	ケアプランの点検	100件	100件	100件
	住宅改修の適正化	30件	30件	30件
	福祉用具購入・貸与調査	20件	20件	20件
	医療情報との突合	1,000件	1,000件	1,000件
	縦覧点検	150件	150件	150件
	介護給付費通知	500通/回	500通/回	500通/回
	給付実績の活用	26件	26件	26件
家族介護支援事業（SOSネットワーク事業登録者）		21人	21人	21人
介護支援サポーター登録人数		37人	39人	41人
居場所づくり事業参加者数（1回あたりの平均利用者数）		20人/回	20人/回	20人/回
生きがい教室（1回あたりの平均利用者数）		20人/回	20人/回	20人/回
老人福祉センター月平均利用者数		60人/月	60人/月	60人/月
介護相談員派遣先数		3施設	3施設	3施設

## ◎介護保険事業等の今後の見込み

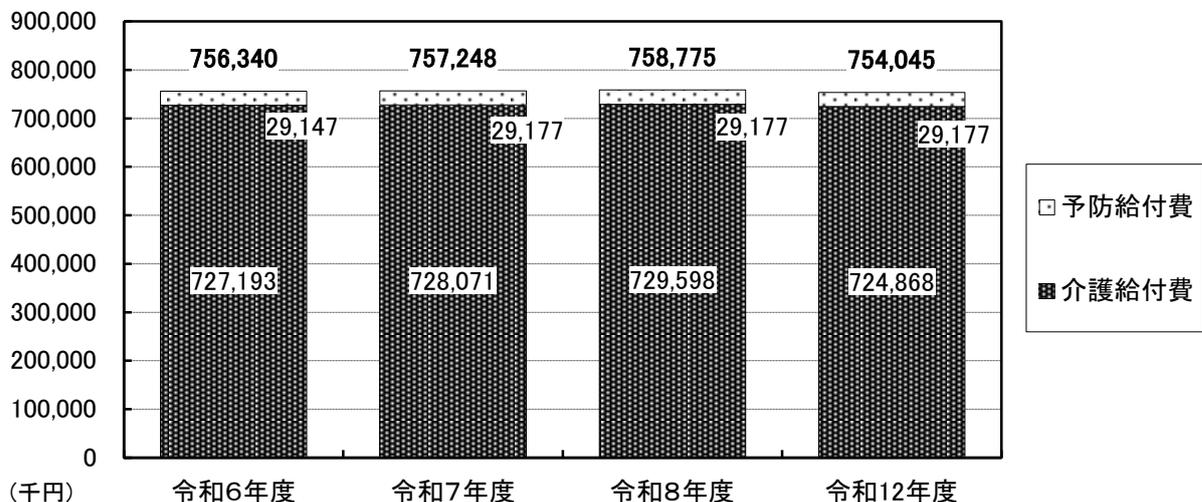
### 《サービス提供にあたっての考え方》

- 介護サービスについては、居宅サービスを中心に良質なサービスが提供され、要介護状態の悪化を防ぐとともに、要介護者が住み慣れた地域で生活が続けられることを目指していく必要があります。このため、今後ともサービスが不足することのないように努めていきます。
- 訪問介護、通所介護、短期入所、認知症対応型共同生活介護など、高齢者家族の介護負担を軽減するサービス基盤の充実に努めていきます。
- 介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、介護予防の取り組みを実施することで状態の維持、改善が図られる可能性が高い要支援者を対象に、効果的・継続的な介護予防サービスを提供していきます。

### 《第9期における介護保険事業の利用者数の見込み》

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
被保険者数	第1号被保険者	1,991人	1,993人	2,000人
	第2号被保険者	2,709人	2,711人	2,696人
要介護・要支援認定者数	総数	501人	502人	503人
	要支援1・2	144人	145人	145人
	要介護1～5	357人	357人	358人
介護保険事業利用者数	居宅・地域密着型サービス (居宅介護支援利用者)	232人	232人	234人
	介護予防・地域密着型サービス (介護予防支援利用者)	82人	82人	82人
	居住系サービス (グループホーム、有料老人ホーム)	22人	22人	22人
	介護保険施設 (特別養護老人ホームなど)	56人	56人	56人

### 《介護保険サービス総給付費の今後の見込み》

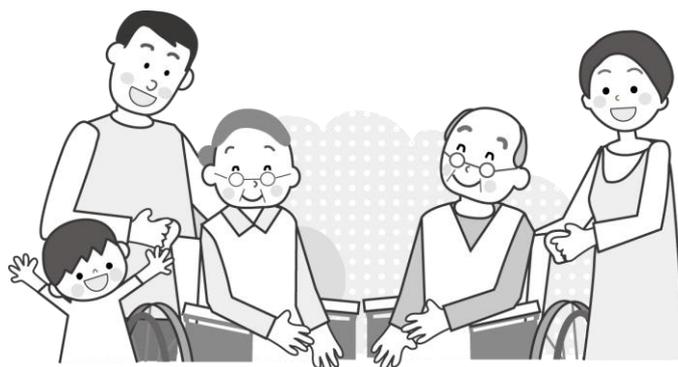


《第9期における介護給付費と第1号被保険者の保険料で負担すべき額の見込み》

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
居宅サービス (a1)	411,439	411,917	412,995	1,236,351
地域密着型サービス (a2)	78,924	79,025	79,025	236,974
施設サービス (a3)	191,903	192,145	192,145	576,193
居宅介護支援 (a4)	44,927	44,984	45,433	135,344
介護給付費計 (A=a1+a2+a3+a4)	727,193	728,071	729,598	2,184,862
介護予防サービス (b1)	24,443	24,467	24,467	73,377
地域密着型介護予防サービス (b2)	0	0	0	0
介護予防支援 (b3)	4,704	4,710	4,710	14,124
予防給付費計 (B=b1+b2+b3)	29,147	29,177	29,177	87,501
総給付費 (c1=A+B)	756,340	757,248	758,775	2,272,363
特定入所者介護サービス費等給付額 (c2)	15,146	15,196	15,226	45,568
高額介護サービス費等給付額 (c3)	19,538	19,606	19,645	58,789
高額医療合算介護サービス費等給付額 (c4)	2,896	2,896	2,908	8,700
保険給付費見込額 (C=c1+c2+c3+c4)	793,920	794,946	796,554	2,385,420
算定対象審査支払手数料 (D)	640	640	643	1,923
標準給付費見込額 (E=C+D)	794,561	795,586	797,197	2,387,344
介護予防・日常生活支援総合事業費 (f1)	19,287	19,287	19,287	57,861
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業 (f2)	12,545	12,545	12,545	37,635
包括的支援事業（社会保障充実分） (f3)	11,581	11,581	11,581	34,743
地域支援事業費見込額 (F=f1+f2+f3)	43,413	43,413	43,413	130,239
介護保険総事業費 (G=E+F)	837,974	838,999	840,610	2,517,583
第1号被保険者負担分相当額 (H=G×23%)	192,734	192,970	193,340	579,044
調整交付金相当額 (I=(E+f1)×5%)	40,692	40,744	40,824	122,260
調整交付金見込額 (J=(E+f1)×7.50%, 7.51%, 7.52%)	64,050	65,516	65,890	195,456
介護保険給付費運営基金取崩額 (K)				56,424
財政安定化基金取崩による交付額 (L)				0
市町村特別給付費等 (M)				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (N)				3,000
保険料収納必要額 (O=H+I-J-K-L+M-N)				446,424
予定保険料収納率 (P)				99.0%
第1号被保険者の保険料で負担すべき額（賦課総額） (Q=O/P)				450,933

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。



## 《第1号被保険者の介護保険料基準額》

第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額である第5段階の保険料は月額6,750円（年額81,000円）となります。国の基準に基づき、低所得者（住民税非課税世帯）の保険料負担軽減を図るとともに、高所得層の所得段階細分化し、全13段階とします。

<b>第9期計画期間における第1号被保険者の 介護保険料基準額（第5段階）</b>	年額 81,000円	月額 6,750円
---	------------	-----------

段階区分	対象者	介護保険料 の計算式	介護保険料 （年額）	介護保険料 （月額）
第1段階	○生活保護の受給者 ○住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ○世帯全員住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.455 (0.285) <sup>*</sup>	36,960円 (23,160円) <sup>*</sup>	3,080円 (1,930円) <sup>*</sup>
第2段階	○世帯全員住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超え120万円以下の人	基準額 ×0.685 (0.485) <sup>*</sup>	55,560円 (39,360円) <sup>*</sup>	4,630円 (3,280円) <sup>*</sup>
第3段階	○世帯全員住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額 ×0.69 (0.685) <sup>*</sup>	55,920円 (55,560円) <sup>*</sup>	4,660円 (4,630円) <sup>*</sup>
第4段階	○住民税課税世帯に属する本人住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	72,960円	6,080円
第5段階	○住民税課税世帯に属する本人住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額	81,000円	6,750円
第6段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	97,200円	8,100円
第7段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	105,360円	8,780円
第8段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	121,560円	10,130円
第9段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	137,760円	11,480円
第10段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	153,960円	12,830円
第11段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	170,160円	14,180円
第12段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	186,360円	15,530円
第13段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	194,400円	16,200円

※（ ）内の乗率、介護保険料は公費投入による軽減後の率・金額となります。

### 田尻町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）概要版

令和6年3月／田尻町 民生部 高齢障害支援課  
〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1  
TEL 072-466-8813 FAX 072-466-8841